

中央社会保険医療協議会 総会（第 626 回）議事次第

令和 7 年 11 月 12 日（水）
保険医療材料専門部会 終了後～

議 題

- 医療機器及び臨床検査の保険適用について
- 在宅について（その 3）

医療機器の保険適用について (令和7年12月1日収載予定)

中医協 総 - 1
7 . 1 1 . 1 2

区分C2 (新機能・新技術)

	販売名	企業名	保険償還価格	算定方式	補正加算等	外国平均 価格との比	頁数
①	Esprit BTK エベロリムス溶出生体 吸収性スキャフォールド	アボットメディカル ジャパン合同会社	259,000 円 迅速な保険導入に係る評価 により、2年間に限り、 264,000 円	類似機能区分 比較方式	有用性加算 5%	0.34	2
②	軟骨修復材 モチジェル	持田製薬株式会社	1,170,000 円	原価計算方式	—	—	8
③	ディーマ プリント デンチャー ティース	クルツァージャパン 株式会社	1 歯当たり 59 円	原価計算方式	—	0.84	12
④	ディーマ プリント デンチャー ベース	クルツァージャパン 株式会社	1 顎当たり 2,026 円	原価計算方式	—	0.94	16

臨床検査の保険適用について (令和7年12月1日収載予定)

	販売名	測定方法	参考点数	頁数
①	E 3 (新項目) ID NOW RS ウイルス	NEAR 法 (定性)	D023 微生物核酸同定・定量検査 6 マイコプラズマ核酸検出、インフルエンザ核酸検出 291 点	21
②	E 3 (新項目) NF155 抗体「ヤマサ」EIA	ELISA 法 (定量)	D014 自己抗体検査 47 抗アクアポリリン4抗体 1,000 点	24
③	E 3 (新項目) CNTN1 抗体「ヤマサ」EIA	ELISA 法 (定量)	D014 自己抗体検査 47 抗アクアポリリン4抗体 1,000 点	

○ 定義案

「V 歯科診療報酬点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格」に下線部のとおり、追加する。

070 3次元プリント有床義歯歯冠部用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料(2)歯冠材料」であって、一般的名称が「歯冠用硬質レジン」であること。
- (2) JIS T6517「歯冠用硬質レジン」第3種(光重合型)に適合するものであること。
- (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の歯冠部を製作するために使用するものであること。

○ 留意事項案

「別表第二 歯科診療報酬点数表」

「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」

「M018 有床義歯」の留意事項を下線部のとおり、追加する。

(1)～(13) (略)

(14) 歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置(液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置)を用いて、作業模型で間接法により造形製作された有床義歯(3次元プリント有床義歯)は、「2総義歯(1顎につき)」の点数を準用して算定する。

(15) 3次元プリント有床義歯は、再製作を行った場合を除き、上下顎で同日に装着した場合に限り算定できる。

(16) (14)における3次元プリント有床義歯の製作にあたり、必要に応じて実施した印象採得、咬合採得、装着及び仮床試適については、各区分により算定する。

(17) (14)における3次元プリント有床義歯は、歯科の診療録及び診療報酬明細書に「3DFD」という略称を使用して記載して差し支えない。

(18) (14)における3次元プリント有床義歯は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。

- ① 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- ② 保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること、又は保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が確保されていること。なお、使用した当該装置名及び歯科技工所名(保険医療機関内で製作する場合は除く。)

を診療録に記載すること。

「M029 有床義歯修理（1床につき）」の留意事項を下線部のとおり、追加する。

(1)～(8) (略)

(9) 区分番号 M018により作製した3次元プリント有床義歯を修理する場合は、本区分により算定する。なお、保険医療材料料（修理を行った歯数分の3次元プリント有床義歯歯冠部用材料は除く。）は、所定点数に含まれる。

「M030 有床義歯内面適合法」の留意事項を下線部のとおり、追加する。

(1)～(10) (略)

(11) 区分番号 M018により作製した3次元プリント有床義歯に、硬質材料を用いて床裏装を行った場合は、「1のロ 総義歯」により算定する。

[参考]：企業提出資料を基に作成

○ 企業希望価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比
ディーマ プリント デンチャー ティース	1 歯当たり 77.36 円	原価計算方式	1.10

○ 企業が希望する準用技術料

M018 有床義歯 2 総義歯 (1 顎につき) 2,420 点

○ 推定適用患者数 (ピーク時)

予測年度：初年度

推定適用患者数：185,000 人

○ 本医療機器の市場規模予測 (ピーク時)

予測年度：10 年度

本医療機器使用患者数：39,000 人

予測販売金額：0.8 億円

○ 諸外国におけるリストプライス

アメリカ 合衆国	連合王国	ドイツ	フランス	オーストラ リア	外国平均価格
米ドル (73.99 円)	英ポンド (一円)	ユーロ (63.41 円)	ユーロ (74.00 円)	ユーロ (68.46 円)	69.97 円

*為替レート (2024 年 8 月～2025 年 7 月の日銀による為替レートの平均)

1 米ドル=151 円、1 ユーロ=163 円

○ 定義案

「V 歯科診療報酬点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格」に下線部のとおり、追加する。

071 3次元プリント有床義歯義歯床用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「歯科材料（3）義歯床材料」であって、一般的名称が「義歯床用アクリル系レジン」であること。
- (2) JIS T6501 「義歯床用レジン」タイプ4（光重合レジン）に適合するものであること。
- (3) 「液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置」を用いて総義歯の義歯床を製作するために使用するものであること。

○ 留意事項案

「別表第二 歯科診療報酬点数表」

「第12部 歯冠修復及び欠損補綴」

「M018 有床義歯」の留意事項を下線部のとおり、追加する。

(1)～(13) (略)

(14) 歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット及び歯科技工用重合装置（液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置）を用いて、作業模型で間接法により造形製作された有床義歯（3次元プリント有床義歯）は、「2総義歯（1顎につき）」の点数を準用して算定する。

(15) 3次元プリント有床義歯は、再製作を行った場合を除き、上下顎で同日に装着した場合に限り算定できる。

(16) (14)における3次元プリント有床義歯の製作にあたり、必要に応じて実施した印象採得、咬合採得、装着及び仮床試適については、各区分により算定する。

(17) (14)における3次元プリント有床義歯は、歯科の診療録及び診療報酬明細書に「3DFD」という略称を使用して記載して差し支えない。

(18) (14)における3次元プリント有床義歯は、以下のいずれにも該当する歯科医療機関において実施すること。

- ① 歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。
- ② 保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されている場合は、歯科技工士を配置していること、又は保険医療機関内に液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置が設置されていない場合は、当該装置を設置している歯科技工所との連携が確保されていること。なお、使用した当該装置名及び歯科技工所名（保険医療機関内で製作する場合は除く。）

を診療録に記載すること。

「M029 有床義歯修理（1床につき）」の留意事項を下線部のとおり、追加する。

（1）～（8） （略）

（9） 区分番号 M018により作製した3次元プリント有床義歯を修理する場合は、本区分により算定する。なお、保険医療材料料（修理を行った歯数分の3次元プリント有床義歯歯冠部用材料は除く。）は、所定点数に含まれる。

「M030 有床義歯内面適合法」の留意事項を下線部のとおり、追加する。

（1）～（10） （略）

（11） 区分番号 M018により作製した3次元プリント有床義歯に、硬質材料を用いて床裏装を行った場合は、「1のロ 総義歯」により算定する。

[参考]：企業提出資料を基に作成

○ 企業希望価格

販売名	償還価格	類似機能区分	外国平均価格との比
ディーマ プリント デンチャー ベース	1 顎当たり 2,684 円	原価計算方式	1.245

○ 企業が希望する準用技術料

M018 有床義歯 2 総義歯 (1 顎につき) 2,420 点

○ 推定適用患者数 (ピーク時)

予測年度：初年度

推定適用患者数：185,000 人

○ 本医療機器の市場規模予測 (ピーク時)

予測年度：10 年度

本医療機器使用患者数：39,000 人

予測販売金額：2.1 億円

○ 諸外国におけるリストプライス

アメリカ合衆国	連合王国	ドイツ	フランス	オーストラリア	外国平均価格
米ドル (1,963 円)	英ポンド (一円)	ユーロ (2,039 円)	ユーロ (2,447 円)	ユーロ (2,173 円)	2,156 円

*為替レート (2024 年 8 月～2025 年 7 月の日銀による為替レートの平均)

1 米ドル=151 円、1 ユーロ=163 円

製品概要

1 販売名	ディーマ プリント デンチャー ティース ディーマ プリント デンチャー ベース
2 希望企業	クルツアージャパン株式会社
3 使用目的	ディーマ プリント デンチャー ティース:義歯の歯冠部の製作に用いる。 ディーマ プリント デンチャー ベース:義歯床の製作に用いる。
4 構造・原理	<div data-bbox="308 475 539 541" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">製品特徴</div> <ul style="list-style-type: none"> • <u>本品は、義歯の歯冠部及び義歯床用の光重合レジンである。</u> • <u>患者の模型等のスキャンデータにより、ソフトウェアで義歯形態をデザインし、液槽光重合方式3次元プリント有床義歯製作装置で本品を造形・光重合硬化させて、総義歯を製作する。</u> • <u>本品を用いた3次元プリント有床義歯について、日本補綴歯科学会より、臨床指針を発行する予定である。</u> <div data-bbox="492 840 1232 1526" style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">従来法による印象・咬合採得 (石膏模型、咬合床)</p> </div> <div data-bbox="1170 1526 1416 1559" style="text-align: right; font-size: small;">出典:企業提出資料</div> <div data-bbox="308 1548 770 1614" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">臨床上的有用性・安全性</div> <ul style="list-style-type: none"> • <u>安全性に関して、ディーマ プリント デンチャー ティースは040 歯冠用光重合硬質レジン(JIS T6517 第3種)、ディーマ プリント デンチャー ベースは041・042 義歯床用アクリリック樹脂(粉末・液)及び 043・044 義歯床用アクリリック即時硬化樹脂(粉末・液)(JIS T6501)と同様の規格であることから、物性は従来の材料と同様の基準を満たしている。</u> • <u>臨床研究にて、3次元プリント有床義歯は、従来の総義歯と比較して、再製作回数や修理回数の有意差はなく、装着後の併発症(潰瘍、疼痛等)は有意に小さくなることが示されている。</u> • <u>従来法の一部をデジタル化することで、製作時間の短縮や安定した精度の義歯供給が報告されている。</u>

LINE

LINE公式アカウント はじめました



登 録 方 法

Step 1



QRコードを読み込んで、友だち登録をお願いします。
(または下記のLINE IDからでも可能)



Step 2



日本歯科技工士会公式アカウントより案内メッセージが届きます。
メッセージ内にあるURLをタップしてください。



Step 3



会員の方は必要事項を入力してください。
登録していただく項目は下記の5つです。

- ①日本歯科技工士会の会員番号
- ②所属している都道府県
- ③お住まいの都道府県
- ④性別
- ⑤生年月日



LINE ID

@363cnmwu

以上で手続きは完了です。登録後、講演会や各種活動案内を送らせていただきます。
他の会員からはあなたのアカウントやメッセージは閲覧できないようになっていますので
安心してご利用ください。

※ 会員番号は日本歯技が郵送される際のタックシール右下や、会員カードに記載されています。
もしくは日本歯科技工士会事務局にお問い合わせください。

